

第三者機関の機能について
(現用文書の廃棄に関すること)

第5回会議での決定事項

●まとめの方向（案）

条例制定後の第三者機関の機能は、大きくは次の3つとする。

- ① 歴史的公文書の利用に係る処分等についての審査請求に対する調査審議
- ② 歴史的公文書の廃棄についての調査審議
- ③ 公文書等の管理に関する重要な事項についての調査審議

●継続審議

現用文書の廃棄を行う際の同意等の措置は、自治体によって規定が異なる。第三者機関からの意見聴取を行う規定を設け、国以上の取組を行っている自治体もあるが、尼崎市では、歴史博物館に専門職を配置し、その専門性のもとに、歴史的公文書の収集、保存、公開を長年にわたり実施しており、蓄積されてきた実務経験等がある。こうしたことも踏まえ、継続して審議を行う。

第3回会議での意見等

(保存期間満了時の措置（廃棄）について)

- 各自治体では、廃棄を行う際の仕組みとして、様々な工夫がされているが、尼崎市では、専門職が配置され、ノウハウの蓄積があり、その人的資源の活用が可能と考えられる。
- 歴史博物館の専門性を活かした制度を導入することは妥当と思われる。
- 歴史博物館の専門職の能力の活用と、市長の同意の規定とは代替性があると思われるが、仮に、尼崎市の条例に、法第8条第2項のような規定を設けるとすれば、市長部局以外の実施機関との関係で、市長と協議、同意という形になるため、その場合は、規定上の工夫が必要と思われる。

第5回会議での意見等 (第三者機関の機能について)

- 保存期間が満了した文書の廃棄にあたり、歴史的に価値のある文書が、歴史博物館への移管対象から漏れて、廃棄されることがあれば、公文書管理条例が有名無実化してしまう可能性もあり得るため、事後であっても第三者機関に対する報告義務を課すといったことも考えられるのではないかと思われる。
- 第三者機関において、一つ一つの文書現物を全て見ることは、現実的ではないと思われるため、むしろ適切な選別基準を作り、所管課には基準どおり選別を行っていただくことが重要と思われる。

公文書管理法

(移管又は廃棄)

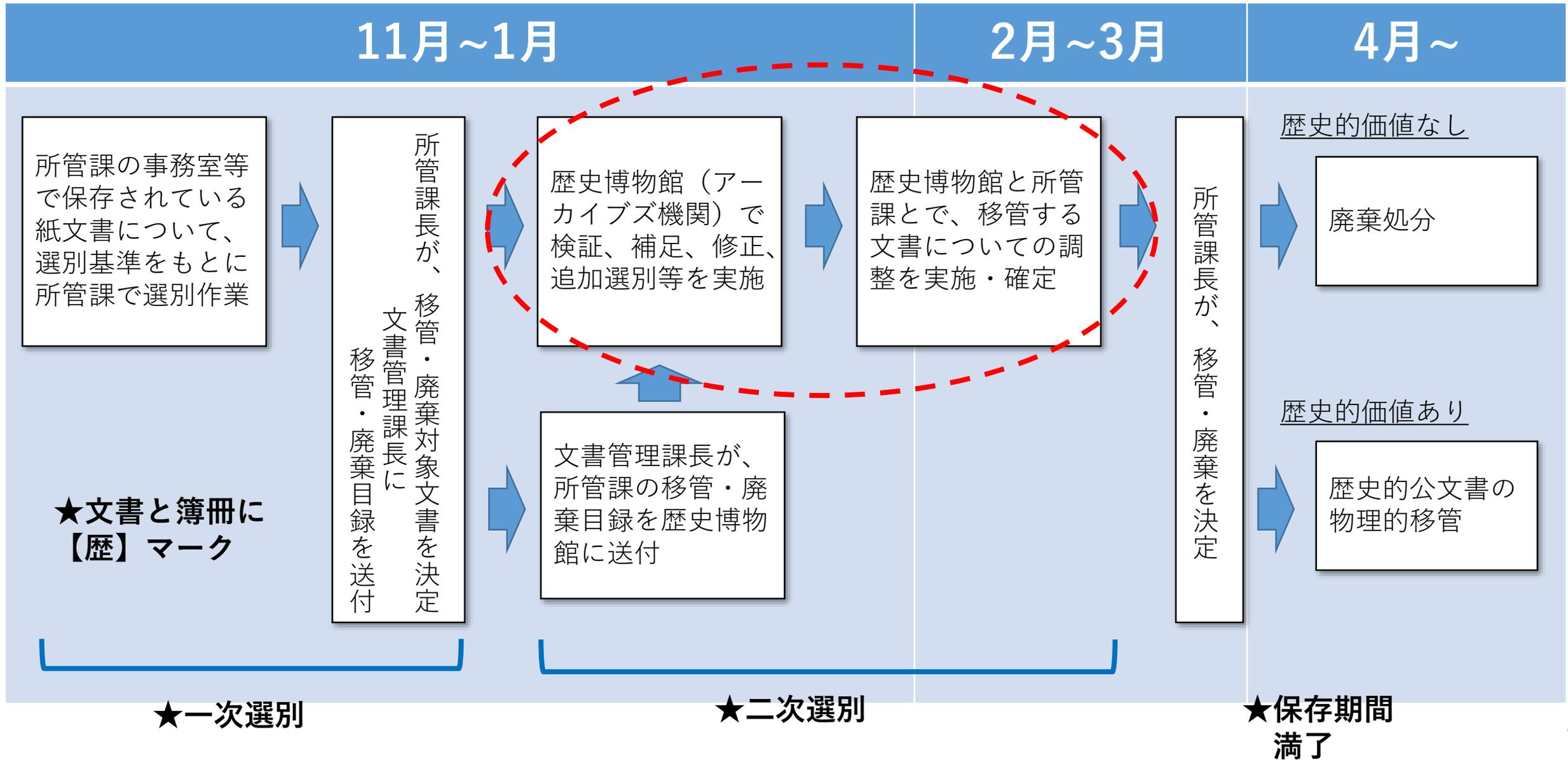
第8条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、内閣総理大臣の同意が得られないときは、当該行政機関の長は、当該行政文書ファイル等について、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

レコードスケジュール規定のある基礎自治体の条例 における廃棄等に係る規定のパターン

	国の「廃棄するときに事前協議を行う」 に相当する規定の主旨
秋田市、市川市	<p>実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ市長に<u>協議し、同意を得る</u>ことを義務付けるもの（国と同じ）</p> <p>※秋田市・・・協議が整わない場合、市長は、第三者機関に諮問する</p>
高松市	<p>市長以外の実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ<u>市長と協議する</u>ことを義務付けるもの</p>
三豊市	<p>実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ<u>市長に意見を聴く</u>ことを義務付けるもの</p>
鶴岡市	<p>実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ<u>市長に報告する</u>ことを義務付けるもの</p>
相模原市、渋川市 豊島区、茅ヶ崎市 熊本市	<p>実施機関が、公文書を廃棄しようとするときは、あらかじめ<u>第三者機関に意見を聴く</u>ことを義務付けるもの</p> <p>※茅ヶ崎市・・・意見を聴く事項「歴史公文書等に該当するか否か」</p> <p>※熊本市・・・意見を聴く事項「歴史公文書等選別基準に適合するか否か」</p>
安芸高田市、 札幌市、八王子市	<p>(規定なし)</p>

「保存期間満了時の措置」の事務の流れ・工程イメージ



まとめの方向（案）

- 尼崎市では、歴史博物館に専門職（アーキビスト）を配置し、その専門性のもとに、歴史的公文書の収集、保存、公開を長年にわたり実施しており、蓄積されてきた実務経験等がある。
- 条例施行後、保存期間満了時の措置として、移管又は廃棄を決定する際、各所管課がその選別を行うにあたり、専門職（アーキビスト）が、検証、補足、修正、追加選別等の関与を行うことが想定されている。
- 他の自治体では、現用文書を廃棄する前に、あらかじめ第三者機関の意見を聴くとする義務規定を条例に設けている例が見られるが、尼崎市の条例において、この規定を設けたとしても、廃棄文書の現物を確認することは事実上困難であるため、第三者機関としては、形式的な確認にとどまると考えられる。
- 尼崎市においては、専門職（アーキビスト）の関与により、廃棄の適正性が一定確保できると考えられることから、第三者機関は、時代に応じた適正な選別基準となるよう制度面から意見を述べることとし、尼崎市は、所管課が選別基準を適切に運用するよう管理を行うとする機能分担を行う方がより有効に働くと考えられる。
- なお、この場合であっても、どのような文書（簿冊）が廃棄されたのかについては、毎年度、尼崎市から報告を受け、必要に応じて改善のための意見を述べる機能を果たすことは重要であり、その義務規定を設けることが妥当と考えられる。